#### 第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や 予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支え 手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正 化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者 の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づいて、当共済組合 においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習 慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に 努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びに その成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、平成20~2 4年度を第一期、平成25~29年度を第二期とし、五年ごとに定めるものとする。

#### 第二 熊本県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村及び一部事務組合に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成23年度末現在の所属所数は73。

組合員(任意継続組合員を除く。以下同じ。)数は約20,900人、被扶養者(任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。)数は約25,500人で、女性が全体の約6割を占めている。

なお、国への平成23年度分の特定健診等結果報告(平成24年10月末時点)では、特定健康診査対象者数17,954人に対して健診受診者12,381人と第一期目標の86%に対して受診率69%、特定保健指導については、特定保健指導対象者2,611人(積極的支援1,682人、動機付け支援929人)に対して保健指導修了者393人(積極的支援172人、動機付け支援221人)と第一期目標の50%に対して実施率15.1%となっている。

特定健康診査について、組合員にあっては、所属所の事業主健診のデータの受 領又は当共済組合の人間ドックにより行い、被扶養者にあっては、熊本県保険者協 議会が締結した集合契約 B、地方公務員共済組合協議会が締結した集合契約 A 及び集合契約 B、当共済組合の人間ドック及び総合健診により実施している。

また、特定保健指導について、当共済組合の人間ドック、総合健診、熊本県保険者協議会が締結した集合契約 B、地方公務員共済組合協議会が締結した集合契約 A、集合契約 B 及び委託契約による訪問型保健指導により実施している。

# 第三 特定健康診査等の実績に係る目標の設定(基本指針第三の一)

平成29年度における特定健康診査受診率を90%、特定保健指導実施率を40%とし内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%減少を目標とする。なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)は次のとおりである。

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査の 受診率	組合員	85%	88%	92%	96%	96%
	被扶養者	60%	62%	66%	69%	74%
	計	78%	80%	84%	88%	90%
特定保健指導の 実施率	組合員及び 被扶養者	20%	25%	30%	35%	40%

# 第四 特定健診等の対象者数 (基本指針第三の二)

# 1 特定健康診査

被扶養者(任意継続組合員含)

(人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	5,243	5,536	5,665	5,827	5,928

#### 2 特定保健指導

組合員+被扶養者

(人)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	17,620	18,577	19,326	20,066	20,677
保健指導対象者計	2,119	2,304	2,514	2,720	2,812
実施率(%)	20	25	30	35	40
実施者数	424	576	754	952	1,125

# 第五 特定健康診査等の実施方法 (基本指針第三の三)

#### 1 実施場所

① 特定健康診査について

組合員については、所属所で行う労働安全衛生法に基づく職員の健康診断及び当組合が実施する人間ドックとする。

被扶養者については、代表医療保険者等を通じて健診委託契約をする実施機関、当共済組合が実施する人間ドック及び総合健診とする。

② 特定保健指導について

保健指導については、地方公務員共済組合協議会等を通じて委託契約をする実施機関及び当共済組合が契約する実施機関とする。

#### 2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目(検査項目及び質問項目)とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

#### 4 契約形態

① 特定健康診查

代表医療保険者等を通じて、健診委託契約を結び、代行機関として支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

#### ② 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。

#### 5 受診・利用方法

特定健診等対象者に、受診券及び利用券を所属所等を通じ配付する。

特定健診等対象者は、受診券又は利用券と組合員証等を健診機関・指導機 関に提示し、特定健診等を受ける。

特定健診にかかる窓口負担の額は、無料とする。ただし、必要に応じて各年度見直すこととする。

特定保健指導にかかる窓口負担の額は、情報提供・動機付け支援については 無料とし、積極的支援については、当該費用の1割(2,000 円を上限)とする。ただ し、必要に応じて各年度見直すこととする。

### 6 周知や案内の方法

当共済組合の広報誌等を組合員に配付して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付する際、案内を兼ねて周知を図ることとする。

# 7 事業主健診等の健診データの受領方法 健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

- 8 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象 選定・階層化して抽出する。
- 9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項 通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

#### 第六 個人情報の保護 (基本指針第三の四)

1 **健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等** 健診データ等を当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

# 2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、熊本県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規定を遵守する。当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

### 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知 (基本指針第三の五)

本計画の周知は、組合広報紙等に掲載する。

# 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し(基本指針第三の六)

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には見直すものとする。

#### 第九 その他 (基本指針第三の七)

特定健康診査等の円滑な実施を確保し、より実効性の高いものとするために関係機関との連携を図ることに努めることとする。